

## 給与 R4 社会保険改正対応版(Ver.21.20)のリリース

給与 R4 システム 社会保険改正対応版 (Ver.21.20) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。  
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

次のプログラムを発行します。

システム名	リリースバージョン	データ変換対象バージョン	保守加入対象バージョン
給与・法定調書 R4	Ver.21.20	Ver.20.10 以降	Ver.21.10 以降
給与・法定調書顧問 R4			
給与応援 R4 Premium			
給与応援 R4 Lite			
Weplat 給与応援 R4 Premium			
Weplat 給与応援 R4 Lite			
法定調書顧問 R4	Ver.21.17	Ver.20.10 以降	Ver.21.10 以降

※Ver.21.20 はライセンスが変更になります。Ver.21.2 用のライセンス取得が必要です。

法定調書顧問 R4 Ver.21.17 はライセンスの変更はありません。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。E i ボードは Ver.22.10 以降がセットアップされている必要があります。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※給与・法定調書 R4 と給与・法定調書顧問 R4 は同一コンピュータでは共存できません。

※給与応援 R4 Lite/Weplat 給与応援 R4 Lite は 1 ユーザーで使用する製品です。

### 2. リリース時期および注意点

#### 2-1.E i ボードダウンロードマネージャー、マイページのダウンロード公開 (予定)

2022年6月13日 (月)

## 2-2. CDオプション契約ご加入のお客様のCD送付開始日（送品開始日予定）

2022年6月22日（水）

※ 法定調書顧問 R4 Ver.21.17のCD送付はありません。

## 2-3.法定調書顧問 R4 Ver.21.17の出荷切替日（予定）

2022年6月22日（水）

## 2-4.電子申告プログラムについて

バージョンアップ前に電子申告システムをご利用の場合は、Ver.21.20.e2（法定調書顧問 R4はVer.21.17.e1）にて引き続き連動タブの電子申告をご利用いただけます。

## 2-5.ライセンス認証について

Ver.21.20はライセンスが変更になります。（法定調書顧問R4 Ver.21.17は変更ありません）バージョンアップ時のVer.21.2用のライセンス認証については前回のライセンス取得方法によって次のようになります。

前回のライセンス認証	Ver.21.2 用ライセンス取得
オンライン認証	インターネットに接続している場合は、オンライン認証によるVer.21.2用のライセンス取得をします。 ライセンスの種類が「年間ライセンス」の場合、 <b>利用期間中はライセンスが自動取得されるため、ライセンス取得画面は表示されません。</b>
オフライン認証	インターネットに接続していない場合は、オフライン認証によりVer.21.2用のライセンス取得をします。 ただし、以下の場合は手続きが異なります。 ①保守加入・CD オプション契約有（スタンドアロン版） 以前のバージョンでCD 保守ライセンスにより認証済みの場合、ライセンス取得画面は表示されません。 今回ライセンス CD が送付されたお客様は、そのCD を使用して認証を行ってください。 ②保守加入・CD オプション契約有（ネットワーク版） 「ライセンス CD」を送付しますので、これによりライセンス認証を行ってください。 ③Weplat Lite（CD 版） 年間ライセンスの利用期間中はライセンスが自動取得されるため、ライセンス取得画面は表示されません。
代理認証	インターネットに接続していないが、インターネットに接続している別のコンピューターがある場合は、代理認証により Ver.21.2 用のライセンス取得をします。

※Weplat/Weplat Lite (ダウンロード版) は、「オンライン認証」によるライセンス取得のみ可能です。

※Weplat Lite (CD 版) は「オフライン認証」によるライセンス取得のみ可能です。

※Weplat (ダウンロード版) ・ Weplat Lite (CD 版) 以外の製品は、「オンライン認証」「オフライン認証」「代理認証」いずれのライセンス取得も可能です。

E i ボード Ver.22.10 によりライセンス認証の仕組みが改善されております。  
詳細は、5-11.オンライン認証の改善を参照してください。

## 2-7.データの互換性

会社データは、全ての給与システム（給与・法定調書R4、給与・法定調書顧問R4、法定調書顧問R4、給与応援R4 Premium、給与応援R4 Lite）のデータ相互でバックアップ・リストアによって移行することができます。（同一バージョンに限る。ただし、法定調書顧問R4はVer.21.17）

- ・ Ver.21.20 のバックアップデータを Ver.21.20 より前の環境にリストアしないでください。
- ・ データ共有は同一バージョンで行ってください。

## 3. 改正の概要

### 3-1.雇用保険料率の変更

令和4年3月30日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が成立し、雇用保険料率が令和4年4月1日から以下のとおり変更となりました。（赤字：変更箇所）

年度の途中で2段階に分けて保険料率が変わりますのでご注意ください。

- ・ 令和4年4月1日～：事業主負担分のみ変更
- ・ 令和4年10月1日～：従業員負担分・事業主負担分の変更

#### ■改正前

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建築の事業	4/1000	8/1000	12/1000

■前期：令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日（事業主負担のみ変更）

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	<b>6.5/1000</b>	<b>9.5/1000</b>
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1000	<b>7.5/1000</b>	<b>11.5/1000</b>
建築の事業	4/1000	<b>8.5/1000</b>	<b>12.5/1000</b>

■後期：令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日（事業主負担+従業員負担の変更）

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	<b>5/1000</b>	<b>8.5/1000</b>	<b>13.5/1000</b>
農林水産・ 清酒製造の事業	<b>6/1000</b>	<b>9.5/1000</b>	<b>15.5/1000</b>
建築の事業	<b>6/1000</b>	<b>10.5/1000</b>	<b>16.5/1000</b>

社会保険マスター料率配信の予定について

令和4年4月は従業員負担分の雇用保険料率に変更がないため、料率配信マスターの更新は行いません。（雇用保険の従業員負担分は「設定」－「計算条件」画面で確認できます。事業主負担分の入力欄はありません。）

\*次回の料率配信マスターの更新は従業員負担分が変更になる令和4年9月下旬を予定

改正に伴い労働保険の申告に関連する各種様式が変更になりました。

<関連サイト>

厚生労働省 | 労働保険関係各種様式

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

厚生労働省 | 令和4年度雇用保険料率のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf>

### 3-2. 社会保険帳票の改定

給与システムで対応している様式のうち、変更となる様式は次の通りです。

#### ■様式変更

	様式変更
1	健康保険 厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届
2	健康保険 厚生年金保険 事業所関係変更（訂正）届
3	健康保険 被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）
4	健康保険 厚生年金保険 被保険者住所変更届（国民年金第3号被保険者住所変更届）

#### ■様式削除

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下：年金制度改正法）」が成立し、令和4年4月より年金手帳が廃止となりました。（代わりに基礎年金番号通知書が交付されます）

本改正に伴い、様式「年金手帳再交付申請書」は削除されました。

<関連サイト>

厚生労働省 | 年金制度改正法（令和2年法律第40号）が成立しました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html)

日本年金機構 | 日本年金機構からのお知らせ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/info/oshirase/20140627.files/nagasaki202202.pdf>

### 3-3. 社会保険の適用拡大

「年金制度改正法」成立に伴い、令和4年10月から短時間労働者の社会保険への加入が義務化されることとなりました。対象事業所や短時間労働者の適用要件について、以下の通り段階的に拡大されます。

変更箇所	現行	令和4年10月～	令和6年10月～
事業所の規模 ※短時間労働者を除く 被保険者の総数	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者の適用要件	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	

なお、本改正に関するシステムの対応はありません。

該当する従業員は処理月11月\*の給与処理をする前に従業員情報で健康保険区分、厚生年金保険区分を「あり」に変更し、健康保険の報酬月額を設定してください。等級や保険料は自動計算します。また、被保険者区分は「短時間労働者」を選択してください。

\*処理月は計算条件の設定によって異なります。

支払日の特別処理	社会保険の徴収	処理月
当月日付（通常）	前月分（通常）	11月
	当月分（特別）	10月
翌月日付（特別）	前月分（通常）	10月
	当月分（特別）	（設定不可）

手続き等に関する詳細は関連サイトをご確認ください。

厚生労働省 | 従業員数500人以下の事業主のみなさま

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/>

日本年金機構 | 令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

## 4. 改正に伴うシステムの対応内容

※法定調書顧問 R4 は対象外です。

### 4-1. 労働保険の申告書の資料（令和4年分・令和5年分データ）

雇用保険料率の改正に伴い、様式や保険料の計算方法の変更に対応します。

#### [令和4年分データ]

##### ■労働保険の申告書タブ [別表] ボタンの追加

概算保険料の雇用保険料を前期・後期ごとに計算する [別表] ボタンを追加します。

**概算算定内訳**

- ・労災保険料（労災＋雇用）、雇用保険分の保険料算定基礎額は表示（黄色）項目です。上書入力できません。
- ・労災保険料（労災＋雇用）、雇用保険分の保険料率は設定できません。申告書への転記も不要です。

確定算定内訳	区分	算定期間		令和		
		令和4年4月1日	から 令和5年3月31日			
概算算定内訳	労働保険料(労災+雇用)	44,274	千円			
	労災保険分	0	千円			
	雇用保険分	0	千円			
	一般拠出金	44,274	千円	0.020 /1000 885 円		
		労働料算定基礎額	44,274	千円	3.000 /1000	531,288 円
		雇用保険分	0	千円		0 円

※ [給与] タブ [労働保険の申告書の資料] を選択すると、[別表] の設定内容の確認を促すメッセージが表示されます。

令和4年分・令和5年分以外のデータでは Ver.21.20 へバージョンアップ後も [別表] ボタンは表示されません。

##### ■ [別表] → 概算／雇用保険分算定内訳（別表）画面

概算保険料の雇用保険分を前期、後期に分けて計算します。必要に応じて上書入力します。

**前期：令和4年4月1日～令和4年9月30日**

- ・保険料算定基礎額：算定基礎賃金集計表の「申告書へ転記する額」の「合計の年計の1/2」（1000円未満切上げ）
- ・保険料率：初期値（9.500/1000）必要に応じて上書入力します。

**後期：令和4年10月1日～令和5年3月31日**

- ・保険料算定基礎額：算定基礎賃金集計表の「申告書へ転記する額」の「合計の年計の1/2」（1000円未満切捨て）
- ・保険料率：初期値（13.500/1000）必要に応じて上書入力します。

概算保険料(前期: 令和4年4月1日～令和4年9月30日)					
区分	算定期間	令和4年4月1日	から 令和5年3月31日	まで	
雇用保険分	保険料算定基礎額	22,137	千円	9.500 /1000	210,301.5 円

概算保険料(後期: 令和4年10月1日～令和5年3月31日)					
区分	算定期間	令和4年4月1日	から 令和5年3月31日	まで	
雇用保険分	保険料算定基礎額	22,137	千円	13.500 /1000	298,849.5 円

概算保険料(合計)					
区分	算定期間	令和4年4月1日	から 令和5年3月31日	まで	
雇用保険分	保険料算定基礎額	44,274	千円		509,151 円

## ■概算算定内訳の表示

保険料算定基礎額：労災分＝雇用分のとき

労働保険料（労災＋雇用）に概算保険料額が自動計算されます。

概算算定内訳	区分	算定期間		令和 4年 4月 1日	から	令和 5年 3月31日	まで
		保険料算定基礎額	千円	保険料率		概算保険料額	円
	労働保険料(労災＋雇用)	44,274	千円			531,288	円
	労災保険分	0	千円	3.000	/1000	0	円
	雇用保険分	0	千円			0	円

保険料算定基礎額：労災分≠雇用分のとき

労災保険分、雇用保険分ごとに概算保険料額が計算され、その合算額が労働保険料（労災＋雇用）の概算保険料額に表示されます。

概算算定内訳	区分	算定期間		令和 4年 4月 1日	から	令和 5年 3月31日	まで
		保険料算定基礎額	千円	保険料率		概算保険料額	円
	労働保険料(労災＋雇用)	0	千円			522,288	円
	労災保険分	44,274	千円	3.000	/1000	132,822	円
	雇用保険分	43,274	千円			389,466	円

## [令和 5 年分データ]

### ■労働保険の申告書タブ [別表] ボタンの追加

確定保険料の雇用保険料を前期・後期ごとに計算する [別表] ボタンを追加します。

#### 確定算定内訳

- ・労災保険料（労災＋雇用）、雇用保険分の保険料算定基礎額は表示(黄色)項目です。上書入力できません。
- ・労災保険料（労災＋雇用）、雇用保険分の保険料率は設定できません。

労働保険の申告書の資料

確定(F10) キャンセル(Esc) ロック(F5) **別表(F8)** 上書(F9) 印刷(F11) ヘルプ(F1)

集計期間： 前年 4月 ~ 当年 3月

確定算定内訳	区分	算定期間		令和 4年 4月 1日	から	令和 5年 3月31日	まで
		保険料等算定基礎額	千円	保険料・拠出金率		確定保険料等額	円
	労働保険料(労災＋雇用)	44,274	千円			531,288	円
	労災保険分	0	千円	3.000	/1000	0	円
	雇用保険分	0	千円			0	円
	一般拠出金	44,274	千円	0.020	/1000	885	円

概算算定内訳	区分	算定期間		令和 5年 4月 1日	から	令和 6年 3月31日	まで
		保険料算定基礎額	千円	保険料率		概算保険料額	円
	労働保険料(労災＋雇用)	44,274	千円	16.500	/1000	730,521	円
	労災保険分	0	千円	3.000	/1000	0	円
	雇用保険分	0	千円	13.500	/1000	0	円

由生迄概算保険料額 597 675 円

※ [給与] タブー [労働保険の申告書の資料] を選択すると、[別表] の設定内容の確認を促すメッセージが表示されます。



■ [別表] →確定／雇用保険分算定内訳（別表）画面

確定保険料の雇用保険分を前期、後期に分けて計算します。必要に応じて上書入力します。

**確定保険料（前期）**

- ・保険料算定基礎額：算定基礎賃金集計表の雇用保険分の「令和4年4月～令和4年9月の合計金額」が表示されます。（1000円未満切捨て）
- ・保険料率：初期値（9.500/1000）必要に応じて上書入力します。

**確定保険料（後期）**

- ・保険料算定基礎額：算定基礎賃金集計表の「令和4年10月～令和5年3月の合計金額」が表示されます。（1000円未満切捨て）
- ・保険料率：初期値（13.500/1000）必要に応じて上書入力します。

確定保険料(前期)				
区分	算定期間	令和4年4月1日	から	令和4年9月30日
	保険料算定基礎額			まで
雇用保険分	22,212	千円	9.500	/1000
				確定保険料額
				211,014
				円

確定保険料(後期)				
区分	算定期間	令和4年10月1日	から	令和5年3月31日
	保険料算定基礎額			まで
雇用保険分	22,061	千円	13.500	/1000
				確定保険料額
				297,823.5
				円

確定保険料(合計)				
区分	算定期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日
	保険料算定基礎額			まで
雇用保険分	44,273	千円		
				確定保険料額
				508,837
				円

■確定算定内訳の表示

保険料算定基礎額：労災分＝雇用分のとき

労働保険料（労災＋雇用）に確定保険料額が自動計算されます。確定分の保険料算定基礎額が概算分に転記されます。

確定算定内訳	区分	算定期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日	まで
		保険料等算定基礎額			確定保険料等額	
	労働保険料(労災＋雇用)	44,274	千円		531,288	円
	労災保険分	0	千円	3.000	/1000	0
	雇用保険分	0	千円			0
	一般拠出金	44,274	千円	0.020	/1000	885
概算算定内訳	区分	算定期間	令和5年4月1日	から	令和6年3月31日	まで
		保険料算定基礎額			概算保険料額	
	労働保険料(労災＋雇用)	44,274	千円	16.500	/1000	730,521
	労災保険分	0	千円	3.000	/1000	0
	雇用保険分	0	千円	13.500	/1000	0

保険料算定基礎額：労災分≠雇用分のとき

労災保険分、雇用保険分ごとに確定保険料額が計算され、その合算額が労働保険料（労災＋雇用）の確定保険料額に表示されます。確定分の保険料算定基礎額が概算分に転記されます。

確定算定内訳	区分	算定期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日	まで
		保険料等算定基礎額			確定保険料等額	
	労働保険料(労災＋雇用)	0	千円		522,288	円
	労災保険分	44,274	千円	3.000	/1000	132,822
	雇用保険分	43,274	千円			389,466
	一般拠出金	44,274	千円	0.020	/1000	885
概算算定内訳	区分	算定期間	令和5年4月1日	から	令和6年3月31日	まで
		保険料算定基礎額			概算保険料額	
	労働保険料(労災＋雇用)	0	千円	16.500	/1000	717,021
	労災保険分	44,274	千円	3.000	/1000	132,822
	雇用保険分	43,274	千円	13.500	/1000	584,199

## ■算定基礎賃金集計表タブ

入力画面に変更はありません。

厚生労働省 | 労働保険関係各種様式

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

に公開されている「令和3年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表／令和4年度 概算保険料（雇用保険分）算定内訳」には、算定基礎賃金集計表に「概算保険料（雇用保険分）算定内訳」欄が追加されていますが、システムでは対応されません。

「概算保険料（雇用保険分）算定内訳」の表示は [別表]、印刷は「概算・確定保険料等申告書の資料」をご確認ください。

## ■社会保険マスター料率配信の予定

令和4年4月は従業員負担分の雇用保険料率に変更がないため、料率配信マスターの更新は行いません。（次回の料率配信マスターの更新は令和4年9月下旬を予定）

## 4-2. 社会保険帳票の様式変更

改正に伴い、以下の様式変更に対応します。

	機能／帳票	給	L	法
1	(健)被扶養者異動届	○	—	—
2	(健・厚)事業所関係変更届	○	—	—
3	(健・厚)被保険者氏名変更届	○	—	—
4	(健・厚)被保険者住所変更届	○	—	—

給：給与・法定調書 R4、給与・法定調書顧問 R4、給与応援 R4 Premium

L：給与応援 R4 Lite

法：法定調書顧問 R4

○：変更対象 / —：変更対象外

また、年金手帳の廃止に伴い [入退社] タブから「(厚)年金手帳再交付申請書」機能を削除します。

基本メニューに「(厚)年金手帳再交付申請書」が表示されている場合は、Ver.21.20バージョンアップ前に [設定] タブー [メニューカスタマイズ] で削除が必要です。

## 5. その他システムの対応内容

※変更対象に法定調書顧問 R4を含む場合は（法）と記載しています

### 5-1. 従業員情報 「休職（産休・育休）」区分の追加（法）

従業員情報の在職区分に「休職（産休・育休）」区分を追加します。

#### ■ 「休職（産休・育休）」を選択した場合の動作について

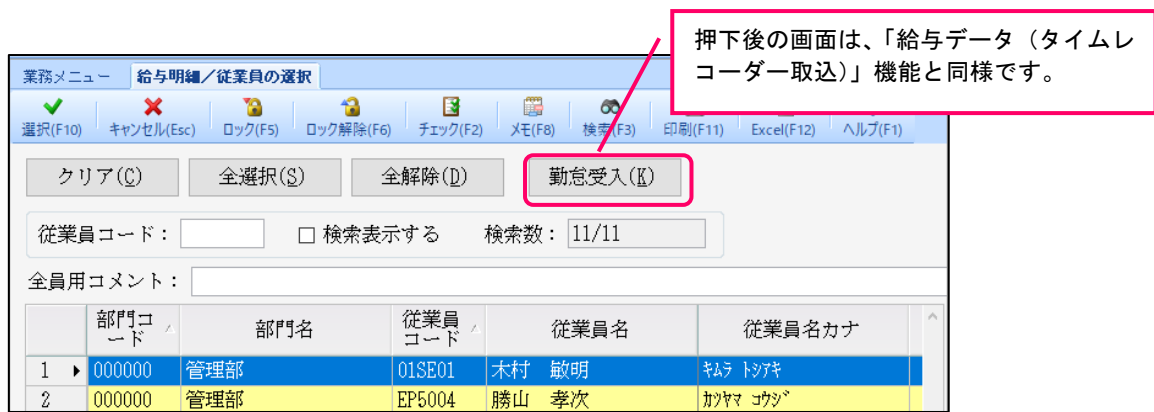
機能	対応
給与・賞与明細	社会保険料は免除されるため自動計算されません。（雇用保険を除く）
算定基礎届	出力対象です。備考欄の「5.病休等」に自動でチェックが入ります。

※その他の機能については「在職区分：在職」と同等です。

「休職（産休・育休）」を選択した従業員がいる状態で Ver.21.16 以前にリストアまたはデータ共有をすると、在職区分に関連する表示や計算等が正しく処理されなくなります。必ず同一バージョン間でデータのやり取りを行ってください。

### 5-2. 給与明細／個別入力 [勤怠受入] ボタンの追加

勤怠ソフトからデータ受入を行うための「給与データ（タイムレコーダー取込）」機能について、給与処理の流れの中で利用できるよう、給与明細／個別入力画面からも起動可能な [勤怠受入] ボタンを追加します。



※従来通り、[設定] タブ：汎用データ > 汎用データ受入からも起動可能です。

### ■ [勤怠受入] 機能について

勤怠ソフトから出力したデータを給与R4へ取り込むことで、毎月の勤怠入力作業を簡略化できる機能です。この機会にご活用ください。（初回・項目変更時のみ割り当て設定が必要です）

勤怠受入の詳細は以下FAQをご確認ください。（Ver.21.20リリース時に [勤怠受入] ボタンを追加予定）

[https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a\\_id/4863](https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/4863)

### 5-3. [給与] タブー住民税の登録

[給与] タブー [住民税の登録] 機能について、住民税の徴収基準「支払日の翌月」を選択している場合、登録時期によっては前月に戻って処理する必要があったため、選択可能な処理月を1か月追加します。

#### ■ 変更前

支払日の特別処理	処理月
当月日付（通常）	5月・6月
翌月日付（特別）	4月・5月



#### ■ 変更後

支払日の特別処理	処理月
当月日付（通常）	5月・6月・7月
翌月日付（特別）	4月・5月・6月

処理月の範囲が追加されたことにより、住民税を反映したい月に [住民税の登録] ができるようになります。

■従来

支払日の特別処理	住民税の徴収基準	6月分の住民税が徴収される給与の処理月	住民税の変更時期
当月日付 (通常)	支払月	処理月：6月	処理月：5月の給与計算を確定(ロック)したら、住民税を登録してください。
	支払月の翌月	処理月：7月	処理月：6月の給与計算を確定(ロック)したら、住民税を登録してください。
翌月日付 (特別)	支払月	処理月：5月	処理月：4月の給与計算を確定(ロック)したら、住民税を登録してください。
	支払月の翌月	処理月：6月	処理月：5月の給与計算を確定(ロック)したら、住民税を登録してください。



■バージョンアップ後

支払日の特別処理	住民税の徴収基準	6月分の住民税が徴収される給与の処理月	住民税の変更時期
当月日付 (通常)	支払月	処理月：6月	処理月：6月を選択して、住民税を登録してください。
	支払月の翌月	処理月：7月	処理月：7月を選択して、住民税を登録してください。
翌月日付 (特別)	支払月	処理月：5月	処理月：5月を選択して、住民税を登録してください。
	支払月の翌月	処理月：6月	処理月：6月を選択して、住民税を登録してください。

5-4. 算定基礎届 月額変更予定者の出力方法の変更

8月または9月に随時改定が予定されている被保険者（月額変更予定者）の申請方法について、日本年金機構に掲載されている記載例に従い、「3.月額変更予定」にチェックが入っている場合は、印刷時に報酬月額欄を空欄で出力するよう対応します。

1. 70歳以上被用者  1.

1. (算定基礎月)

2. 二以上勤務  2.

**3. 月額変更予定  3.**

4. 途中入社  4.

5. 休休等  5.

備考

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日	④ 適用年月	⑤ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	従前の標準報酬月額	従前改定月 報酬月額	⑦ 具 給	⑧ 選及支払額	⑨ 給計(一定の基準日数以上の月のみ)		⑩ 備考	
	⑥ 給与計算の 支払日数	⑪ 通算によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 修正平均額		
1	590千円	590千円	0円	0円	40326 1.具給 2.給給	03年 9月		
⑬	4月 日	円	円	円	円	円	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 ② 月額変更予定 3. 途中入社 5. 休休・育休・休職等 4. 短時間労働者(特定適用事業所等) 6. パート 8. 年間平均 9. その他 ( )	
⑭	5月 日	円	円	円	円	円		
⑮	6月 日	円	円	円	円	円		

日本年金機構 | 8月、9月の随時改定予定者にかかる算定基礎届の提出について

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20190531.html>

合わせて全ての月で現金と現物の金額がない場合は印刷時に「総計」と「平均額」を空欄で出力するよう対応します。

#### 5-5. 被扶養者異動届 電子申請対応他（給与応援R4 Lite/Weplat給与応援R4 Lite除く）

社会保険帳票「被扶養者異動届」の電子申請に対応します。被扶養者異動届画面のメニューに「社保申請」ボタンを追加します。また電子申請対応に伴い、被扶養者を10名まで登録できるように対応します。3名以上扶養親族が設定されている場合は、複数ページ印刷されるよう対応します。

#### ■(健)被扶養者異動届(202)

従業員・異動の別ごとに「社保申請」をする必要があります。  
「異動の別」を選択 ⇒ 「従業員」で対象の従業員を選択し、該当/非該当/変更のいずれかに該当する配偶者、扶養親族のみにしてから「社保申請」をしてください。

#### ■社会保険の電子申請

同一処理月内で「社保申請」された従業員・異動の別ごとデータは「給与」タブ「社会保険の電子申請」でまとめてファイル出力することが可能です。

届出種別	事業所整理記号	被保険者整理番号	被保険者氏名(カナ)	被保険者氏名(漢字)	生年月日
1 異動(該)	01-0001	1	ムラト トシ子	木村 敏明	昭和05年 3月26日
2 異動(非)	01-0001	16	カヤマ コウジ	勝山 孝次	昭和00年10月22日
3 異動(変)	01-0001	1	ムラト トシ子	木村 敏明	昭和05年 3月26日

異動(該)：該当、異動(非)：非該当、異動(変)：変更

〔社会保険の電子申請〕で出力したファイルは、日本年金機構が公開している「届書作成プログラム」による e-gov 申請や、オフィスステーション労務による電子申請に利用可能です。

詳細は以下 FAQ をご確認ください。(Ver.21.20 リリース時に被扶養者異動届を追加予定)

[https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a\\_id/4375](https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/4375)

## 5-6. 給与所得の源泉徴収票／退職者用 複数名印刷対応

(給与応援R4 Lite／Weplat給与応援R4 Lite除く)

〔入退社〕タブー〔給与所得の源泉徴収票／退職者用〕について、1名ずつ印刷する必要が  
ありましたが、利便性向上のため複数名選択してまとめて印刷できるように対応します。

部門コード	部門名	従業員コード	従業員名	従業員カナ	在職区分	役職	分類	年調計算	年調区分	税表区分	提出区分
1	00200A 営業部	EP0030	上原 進一	ウハラ シンイチ	退職	EP7501: 部長	001: 管理職	済	しない	申請	提出する
2	00210A 営業1課	EP5001	大崎 恒夫	オサキ ツネオ	退職	EP7502: 課長	002: パート	済	しない	申請	

年調計算欄が空白の従業員は印刷できません。

## 5-7. 画面の表示対応 (法)

以下の機能について、画面が見切れてしまい項目が表示されない、操作ができないなどの問題に対応します。

	対象画面	給	L	法
1	処理月選択	○	○	○
2	給与パターン 追加・変更画面	○	○	—
3	従業員／個別入力 追加・変更・複写追加画面	○	○	○
4	汎用データ	○	○	○
5	仕訳資料	○	○	—
6	(健・厚)月額変更届(221)	○	○	—
7	(健・厚)算定基礎届(225)	○	○	—
8	年末調整／一覧入力 保険料控除申告書の設定画面	○	○	○
9	配当等の分配の支払調書合計表	○	—	○
10	(健・厚)被保険者資格取得届(200)	○	—	—

	機能	給	L	法
11	(健・厚)被保険者資格喪失届(201)	○	—	—
12	(健・厚)事業所関係変更(訂正)届(処理票)(104)	○	—	—
13	(健・厚)被保険者住所変更届(218)	○	—	—

## 5-8.その他の対応

以下の機能に対応します。

機能	対応	給	L	法
会社新規作成	会社新規作成時の計算条件の健康保険料率、(内) 特定保険料率、介護保険料率を最新の料率に変更します。 会社データを新規に作成する場合は、料率の設定を見直してください。	○	○	—
社会保険の電子申請	チェックリストに表示されるエラー内容について、原因に沿って正しく表示するように対応します。(文字数エラー/スペースエラー等)	○	○	—
従業員/個別入力	給与パターンが拡張モードの場合 [従業員/個別入力] の変更画面で [固定金額] ボタンにより固定金額を入力後、画面を閉じた後の画面遷移について、従業員選択画面ではなく従業員/変更画面に戻るよう対応します。なお、追加画面、複写追加画面で処理した場合は、従来通り、従業員/個別入力画面に戻ります。必要に応じて [変更] で開き直してください。	○	—	—
汎用データ受入 従業員 Excel 受入	従業員の家族情報(配偶者)について、汎用データ受入時には氏名欄が空欄の場合でも配偶者区分を受け入れるように対応します。 (氏名なしで「配偶者区分: 対象外(特別なし)」のみ設定されているケースがあるため)	○	○	○

## 5-9.機能廃止

以下の機能を削除します。

機能	対応	給	L	法
楽しい給与計算	<b>Internet Explorer</b> サポート終了に伴い、連携に使用している開発ツールが利用不可となったため、「楽しい給与計算」と給与 R4 との自動連携機能が廃止されることになりました。 現行の Ver.21.16 では令和 3 年分データの [ダウンロード] [アップロード] が可能ですが、この処理ができなくなります。既に作成済みの楽しい給与計算連携データについて、起動は可能です。 令和 4 年分データの連携については、年度改年版 Ver.22.10 でファイル出力・受入による連携に対応予定です。 ※MyKomon「楽しい給与計算」では 5/12 (木) 以降、全てのデータで「給与データ連携」の処理ができなくなります。	○	—	○
算定基礎届	利用頻度の低下に伴い、印刷タイプ「A 4 専門用紙 (ヒサゴ OP311 等)」を廃止します。	○	○	—
月額変更届	利用頻度の低下に伴い、印刷タイプ「A 4 専門用紙 (ヒサゴ OP312 等)」を廃止します。	○	○	—



## 5-10.障害対応

以下の障害に対応します。

機能	対応	給	L	法
給与明細	給与パターンが基本モードの場合 以下の設定を行うと、給与明細上に項目が表示されないが金額が計上されてしまう問題に対応します。 ・控除項目の雇用保険をクリアした ・「標準計算」にチェックを入れた状態で基本給をクリアした	○	○	—
賃金台帳	印刷タイプ:賃金台帳を選択した場合に、賃金台帳/従業員選択で設定した並び順に従って印刷できない問題に対応します。	○	○	—
連続印刷	[賞与]タブー[連続印刷]で銀行振込依頼書を選択して印刷すると、条件によっては摘要欄が一部印字されない場合がある問題に対応します。	○	○	—
リストア	[旧データ]と表示されたデータがある状態で、データ変換済みの該当データをリストアすると「番号情報のリストアに失敗しました。」エラーが発生し、リストアできないケースについて、E i ボード Ver.22.10 以降にバージョンアップすることで改善するように対応しました。 <関連 FAQ> <a href="https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/4489/">https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/4489/</a>	○	○	○

給：給与・法定調書 R4、給与・法定調書顧問 R4、給与応援 R4 Premium

L：給与応援 R4 Lite

法：法定調書顧問 R4

○：変更対象 / —：変更対象外

## 5-11. オンライン認証の改善

### ■Weplat 給与応援 R4 Premium/Weplat 給与応援 R4 Lite のバージョンアップの場合

従来はオンライン認証を選択してライセンス取得の操作が必要でしたが、本バージョンから Weplat 給与応援 R4 Premium/Weplat 給与応援 R4 Lite 起動時に自動でライセンス取得するように対応します。(ライセンスを自動取得するため、バージョンアップ後の初回起動時にライセンス取得画面は表示されません。)

<ライセンス取得画面が表示されなくなる条件>

- ・スタンドアローン環境でバージョンアップを行っている
- ・Weplat 給与応援 R4 Premium/Weplat 給与応援 R4 Lite の年間ライセンスの利用期間が残っている

- ・ E i ボードサーバー版環境、クライアント環境、または、接続先切替でスタンドアローンにした環境では、自動取得されません。従来通りライセンス取得が必要です。
- ・ 例年 11 月にリリースされる年度改版バージョンでも年間ライセンスの利用期間中は、ライセンス取得画面は表示されません。

#### ■Weplat 給与応援 R4 Premium／Weplat 給与応援 R4 Lite の新規セットアップの場合

従来通り、新規セットアップ後の初回起動時にライセンス取得画面が表示されますので、ライセンスを取得してください。

なお、「オンライン認証」の場合は、[実行] をクリックするだけで、自動でライセンスが取得されるよう対応します。

<自動でライセンスを取得する条件>

- ・ スタンドアローン環境でバージョンアップを行っている
- ・ ライセンス認証対象の製品を保有しているお客様番号が 1 つのみ

#### ■Weplat 給与応援 R4 Premium／Weplat 給与応援 R4 Lite 以外の製品の場合

従来通り、セットアップ・バージョンアップ後の初回起動時にライセンス取得画面が表示されますので、ライセンスを取得してください。

なお、「オンライン認証」の場合は、[実行] をクリックするだけで、自動でライセンスが取得されるよう対応します。

<自動でライセンスを取得する条件>

- ・ スタンドアローン環境でバージョンアップを行っている
- ・ ライセンス認証対象の製品を保有しているお客様番号が 1 つのみ

## 6. オフィスステーション API 連携機能の追加

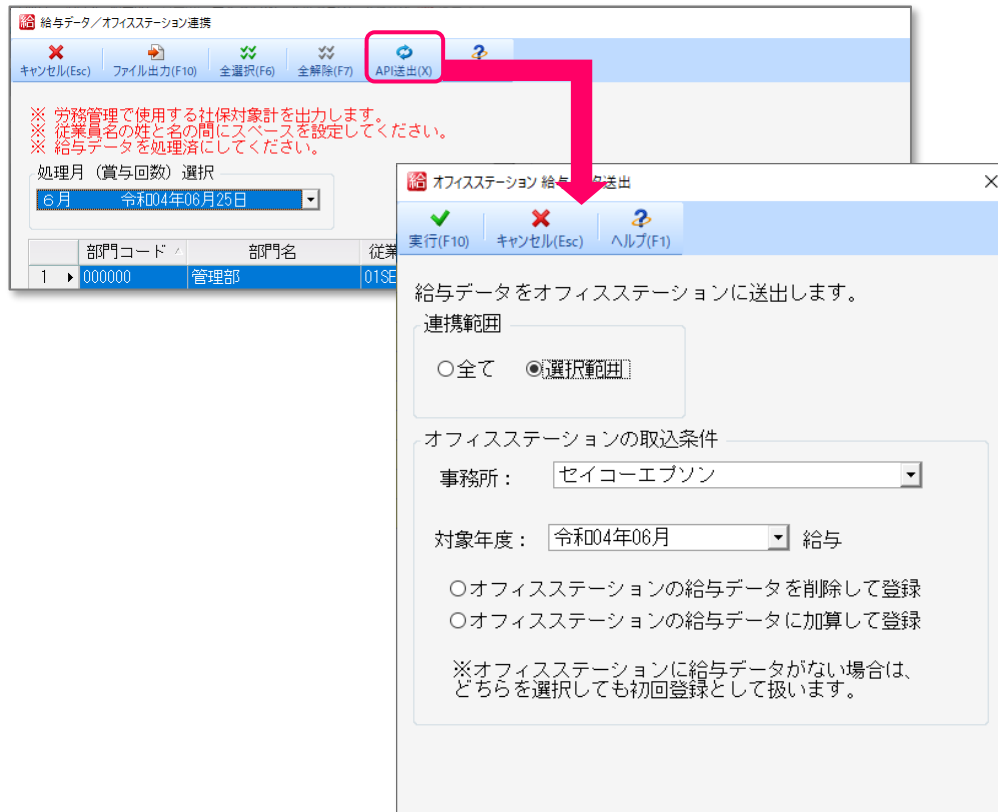
※給与応援R4 Lite／Weplat給与応援R4 Lite／法定調書顧問R4は対象外です。

オフィスステーション連携「給与データ」「マイナンバー」について、API 連携機能に対応します。

株式会社エフアンドエム「オフィスステーション」「オフィスステーションPro」は、クラウド型 労務・人事管理システムです。別途ご契約が必要です。

### 6-1. 給与データ API 送出 ※「オフィスステーション労務」への連携機能

給与データ／オフィスステーション連携画面に「API 送出」ボタンを追加します。



以下のデータが送出対象です。

- ・従業員情報：従業員名の姓と名の間スペースが設定されている
- ・給与・賞与明細：給与・賞与データの処理欄が「済」になっている

項目	説明
事務所	オフィスステーションで複数の事務所を登録している場合に表示されます。連携先の事務所を選択してください。
対象年度	登録先（オフィスステーション）の支給月を選択します。会社データの前年1月から翌年12月まで選択可能です。
削除して登録 加算して登録	オフィスステーションにすでに該当年月の給与・賞与データが登録されている場合に、削除して登録するか加算して登録するかを選択します。

給与データの [API送出] は「オフィスステーション労務」の社会保険の電子申請・帳票出力に連携する社会保険対象計や算定基礎日数で使用する出勤日数等を送出する機能です。Web給与明細用のデータを送出する機能ではありません。Web給与明細は従来通り、ファイル出力・受入により連携してください。

## 6-2. マイナンバー API送出

マイナンバー／オフィスステーション連携画面に「API 送出」ボタンを追加します。

※ 従業員名の姓と名の間スペースを設定してください。  
※ 生年月日の設定をしてください。

	部門コード	部門名
1	000000	管理部
2	000000	管理部
3	000000	管理部

オフィスステーションマイナンバー送出

実行(F10) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

マイナンバーをオフィスステーションに送出します。

連携範囲

全て  選択範囲

家族情報も送出する

チェックをつけると、家族情報に登録されたマイナンバー情報も送出されます。

API連携を開始するためには初期設定が必要です。基本設定などの手順については各運用手順書をご確認ください。(今回対応する機能については公開準備中)

[サポートメニュー] > [お役立ちTools] > [他社システム連携 ▶ オフィスステーション連携 運用手順] からもご確認いただけます。

以上、よろしくお願いいたします。